

# 香川県報



第22号

平成18年

3月22日(火曜日)

## 目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

### 告示

瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請

道路の供用開始（二件）  
（環境管理課）

道路の区域変更及び供用開始（二件）  
（道路保全課）

道路の位置指定  
（建築課）

香川県証紙の売りさばき人の指定  
（会計課）

### 公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請  
（県民参画課）

大規模小売店舗立地法第八条第三項の規定による公告  
（経営支援課）

特定計量器定期検査の実施  
（計量検定所）

争議行為を行う旨の通知  
（労働政策課）

土地改良事業の適否決定  
（土地改良課）

土地改良事業の認可（二件）  
（ " " ）

土地改良事業の同意  
（ " " ）

## 告示

香川県告示第二百七号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき

事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成十八年三月二十二日

香川県知事 真鍋 武 紀

### 1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

三豊市詫間町香田80番地

神島化学工業株式会社 詫間工場 取締役工場長 布川 明

(2) 事業場の所在地及び名称

三豊市詫間町香田80番地

神島化学工業株式会社 詫間工場

(3) 特定施設に関する事項

設置しようとする特定施設

種 類	能 力	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間			
		項目	通 常	最 大	大
無機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設	連続フィルター 400 m <sup>3</sup> /日 1基 フィルタープレス 水量600 m <sup>3</sup> /日 1基 海水ろ過器 200 m <sup>3</sup> /H 2基	工事着手予定年月日	許可日		
		工事完成予定年月日	許可後16月		
等	使用開始予定年月日	工事完成後			
排出される汚水等の汚染状態	水素イオン濃度	9.5～14、6～8.5	9.5～10.5	9.5～14、9.5～10.5	
生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	連続24時間使用 (16回/日)			
		2.5	2.5	4.0	
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	連続24時間使用 (16回/日)			
		2.5	2.5	4.0	

備考	排出される汚水等の量(m <sup>3</sup> /日)	350、600、9,200	400、600、9,600
	浮遊物質量(mg/ℓ)	50、50、10	100、100、40
	窒素含有量(mg/ℓ)	3	50
	りん含有量(mg/ℓ)	0.1	0.5
種 類	力	海水マゲネシウム製造施設のうち、沈でん施設	
工 期	工事着手予定年月日	許可日	
	工事完成予定年月日	許可後16月	
等 等	使用開始予定年月日	工事完成後	
	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	連続24時間使用	
排出される汚水等の汚染状態	項目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	9.5~10.5	9.5~10.5
	生物化学的酸素要求量(mg/ℓ)	2.5	4.0
	化学的酸素要求量(mg/ℓ)	2.5	4.0
	浮遊物質量(mg/ℓ)	10	40
	窒素含有量(mg/ℓ)	3	50
	りん含有量(mg/ℓ)	0.1	0.5
	排出される汚水等の量(m <sup>3</sup> /日)	20,000	20,000

種 能	種 類	無機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設	
	力	フイルタープレス 96室 1基	フイルタープレス 炭カル30t/日 ろ室容積 5602.8ℓ 1基
備 考	フイルタープレス ろ室面積245 m <sup>2</sup>	ろ室容積 3.5 m <sup>3</sup> 1基	
	工事着手予定年月日	許可日	
	工事完成予定年月日	許可後16月	
	使用開始予定年月日	工事完成後	
	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	連続24時間使用( 10回/日、16回/日、13回/日)	
排出される汚水等の汚染状態	項目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	9.5~10.5	9.5~10.5
	生物化学的酸素要求量(mg/ℓ)	(変更前)2.5(変更後)4.0、2.5、2.5	(変更前)4.0(変更後)8.0、4.0、4.0
	化学的酸素要求量(mg/ℓ)	(変更前)2.5(変更後)4.0、2.5、2.5	(変更前)4.0(変更後)8.0、4.0、4.0
	浮遊物質量(mg/ℓ)	50	100
	窒素含有量(mg/ℓ)	(変更前)30(変更後)3、3、3	(変更前)500(変更後)50、50、50
	りん含有量(mg/ℓ)	1、0.1、0.1	5、0.5、0.5
	排出される汚水等の量(m <sup>3</sup> /日)	140、680、458(変更後)374	140、723、515(変更後)431
備 考	炭酸カルシウム製造用水酸化マゲネシウム製造用に変更する。 水洗方法を見直し、処理水の一部は工程で再利用(200 m <sup>3</sup> /日)し、余剰分のみ排水するため、排水量は減少する。なお、海水ろ過施設の逆洗時は使用しない。 炭酸マゲネシウムの生産をやめる為、水量は減少する。		

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

種	類	非特定排水等pH調整槽			
能	力	(変更前) 17,500 t /日 (変更後) 37,500 t /日			
汚水等の処理方式	pH調整				
工期等	工事着手予定年月日	許可後			
	工事完成予定年月日	許可後30日			
使用開始予定年月日	工事完成後				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	断続24時間使用				
排出される汚水等の汚染状態	項目	通常	最大	通常	最大
		水素イオン濃度	5~10.5	5~10.5	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	2.5	4.0	2.5	4.0
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	2.5	4.0	2.5	4.0
	浮遊物質 (mg/ℓ)	25	50	5	20
	窒素含有量 (mg/ℓ)	3	50	3	50
	りん含有量 (mg/ℓ)	0.1	0.5	0.1	0.5
排出される汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)	33,911	37,411	33,911	37,411	

また、特定排水排水処理施設において、海水ろ過施設の逆洗水のための凝集沈殿槽 (64m<sup>3</sup>) を設置する。なお、海水ろ過施設の逆洗時には、当該施設を利用する工程における他の特定施設は使用しないため、特定排水の水量は変わらない。

(5) 汚水等の処理施設に関する事項

区	分	第1	排水口
排出水の汚染状態	項目	通常	最大
		水素イオン濃度	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	2.5	4.0
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	2.5	4.0
	浮遊物質 (mg/ℓ)	5	20
	窒素含有量 (mg/ℓ)	3	50
りん含有量 (mg/ℓ)	0.1	0.5	
排出水の量 (m <sup>3</sup> /日)	(変更前) 13,995 (変更後) 33,911	(変更前) 17,495 (変更後) 37,411	

他に、排水口が21箇所 (雨水排水口19箇所) ある。

(備考) 今回、新規に特定施設を設置するが、既設の特定施設の使用の方法の変更及び廃止により、特定排水の汚濁負荷量に変更はない。なお、非特定排水の増加により、排水の排水量は増加する。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成18年3月22日から同年4月12日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課  
三豊市市民部環境衛生課

三豊市市民部環境衛生課

三豊市市民部環境衛生課 (三豊市市民部環境衛生課) 第十八条第一項の規定に基づき次のとおり縦覧の申請を受理する。 (三豊市市民部環境衛生課) 第十八条第一項の規定に基づき次のとおり縦覧の申請を受理する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年三月二十二日から同年四月十二日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年三月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路 線 名 三木国分寺線（十二号）
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市川島東町字郷二二番二地先から 高松市川島東町字郷八七〇番一地先まで	一〇・三 一九・六	四三	平成十五年 香川県告示 第八十号で 変更した区 域の一部

四 供用開始の期日 平成十八年三月二十二日

香川県告示第二百九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年三月二十二日から同年四月十二日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年三月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 国道（一般）
- 二 路 線 名 四百三十八号
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考

坂出市川津町字連尺三五〇一番一五地先から  
坂出市花町三七三番一地先まで

二三・〇  
三四・〇  
一七〇

平成十二年  
香川県告示  
第三百六十  
九号及び平  
成十五年香  
川県告示第  
五百三十五  
号で変更し  
た区域の一  
部

四 供用開始の期日 平成十八年三月二十二日

香川県告示第二百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となつた道路の部分の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年三月二十二日から同年四月十二日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年三月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路 線 名 粉所西中徳線（百六十七号）
- 三 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前後別			
高松市塩江町安原下字高橋第二号 一九一九番八地先から	前	四・〇	三三	道路災害復 旧工事に伴 う区域の変 更
	後	六・四		
高松市塩江町安原下字高橋第二号 一九一九番八地先まで	前	六・八	三三	
	後	九・六		

四 供用開始の期日 平成十八年三月二十二日

香川県告示第二百十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となつた道路の部分の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年三月二十二日から同年四月十二日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年三月二十二日

香川県知事 真鍋 武紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 衣掛郷東線（百七十五号）
- 三 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
高松市鬼無町藤井三一一番三地先から 高松市鬼無町藤井三二三番一地先まで	前	七・四 一三・〇	六〇	道路改修工事に伴う現道拡幅
	後	八・四 一一・四	六〇	

四 供用開始の期日 平成十八年三月二十二日

香川県告示第二百十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十八年三月二十二日

香川県知事 真鍋 武紀

- 一 指定番号 西土指道 第八号
- 二 指定年月日 平成十八年三月六日
- 三 指定道路の位置 観音寺市柞田町字下出甲一一一四

四 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・二〇メートル

延長 三五・六六メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県西讃土木事務所総務課において縦覧に供する。

香川県告示第二百十三号

香川県証紙条例（昭和三十一年香川県条例第十一号）第五条の規定により、香川県証紙の売りさばき人を次のとおり指定した。

平成十八年三月二十二日

香川県知事 真鍋 武紀

指定年月日	住 所	氏 名	売りさばき場所
平成十八年三月七日	観音寺市柞田町甲 二二四五番地	高橋 聖	観音寺市柞田町甲 二二四五番地三
	綾歌郡宇多津町 二六二八番地五二二	中野 貞子	綾歌郡宇多津町 二六二八番地八五九

公 告

香川県公告第百五十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十八年五月二日まで縦覧に供する。

平成十八年三月二十二日

香川県知事 真鍋 武紀

- 一 申請のあつた年月日 平成十八年三月二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 特定非営利活動法人スポーツクラブ飯山

多田 俊夫

丸亀市飯山町真時三三五番地一

三 定款に記載された目的

この法人は、地域の人々のスポーツ活動の振興を図るとともに地域住民の健康づくりとコミュニティづくりに寄与することを目的とする。

香川県公告第百六十号

大規模小売店舗舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年三月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 意見の対象となつた届出に係る公告

平成十七年香川県公告第百二十五号

二 意見の対象となつた届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ高松本店 高松市多肥上町字松林一〇〇番地ほか

三 法第八条第一項の規定により高松市から聴取した意見の概要

1 市道における通行の安全と円滑を図るための方策を講じること。

2 周辺道路の清掃や除草等を定期的に行い、適正利用促進に努めること。

四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

該当なし

五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十八年三月二十二日（水曜日）から同年四月二十四日（月曜日）まで

香川県公告第百六十一号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。ただし、特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七

十号）第三十九条第一項第一号から第五号までに該当する特定計量器の定期検査については、平成十八年七月一日から同年八月三十一日までの間に、当該特定計量器の所在の場所を実施する。

平成十八年三月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 定期検査の対象となる特定計量器

非自動車ばかり（計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり

二 定期検査を行う区域、期日及び場所

別表のとおり

別表

検査区域	検査日時	検査場所
川 木 町	5月16日(火)	三木町役場田中出張所
	5月16日(火)	香川県農協井戸支所
	5月17日(水)	三木町池戸商工センター
	5月17日(水)	三木町福祉センター
直 島 町	5月18日(木)	三木町福祉センター
	5月18日(木)	直島町東部公民館
	5月19日(金)	直島町西部公民館
	5月19日(金)	直島町公民館
土 庄 町	5月22日(月)	大部公民館
	5月22日(月)	北瀬公民館
	5月23日(火)	大新公民館
	5月23日(火)	豊島公民館
土 庄 町	5月24日(水)	四瀬公民館
	5月24日(水)	豊島公民館
	5月25日(木)	廣瀬浜公民館
	5月25日(木)	廣瀬浜公民館

	5月29日(月)	10:00~11:30	戸形公民館
	5月30日(火)	13:00~15:00	土田町役場
	5月31日(水)	10:00~15:00	土田町役場
	6月1日(木)	10:30~11:30	小豆島町三都ふれあいセンター
	6月1日(木)	13:00~15:00	小豆島ふるさと村
	6月2日(金)	10:00~11:30	香川県農協池田支店兼生田張所
	6月2日(金)	13:00~15:00	香川県農協池田支店中山田張所
	6月5日(月)	10:00~15:00	小豆島町農村環境改善センター
	6月6日(火)	11:00~12:00	小豆島サイクンクォーターニナル
	6月6日(火)	13:00~15:00	勤労青少年ホーム
	6月7日(水)	11:00~12:00	福田公民館
	6月8日(木)	13:00~14:30	徳染業協同組合
	6月8日(木)	10:00~15:00	田形公民館
	6月9日(金)	10:00~15:00	尊羅公民館
	6月12日(月)	10:00~15:00	畑田公民館
小豆郡野査	6月16日(金)	10:00~12:00	土田町役場

香川県公告第百六十二号  
 労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、香川県厚生農業協同組合連合会労働組合執行委員長三谷泰博から次のとおり争議行為を行う旨平成十八年三月十日通知があった。  
 平成十八年三月二十二日

香川県知事 真鍋武紀

一 事件

香川県厚生農業協同組合連合会会長理事宛てに、香川県厚生農業協同組合連合会労働組合執行委員長名で平成十八年三月十日付けで提出した賃上げ、労働条件改善等、その他の要求に関する件

二 日時

平成十八年三月二十四日午前零時以降本問題解決に至るまでの期間

三 場所

- 香川県高松市屋島西町一八五七番地の一
- 屋島総合病院の構内又は職場
- 綾歌郡綾南町大字滝宮四八六番地の一
- 滝宮総合病院の構内又は職場

四 争議行為の概要

右記場所の全体的あるいは部分的に、連続的、断続的に、すべての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為を、単独又は併用して行う。但し、救急患者及び入院中重症患者のための保安の必要のある場合は、保安要員若干名を除く。

香川県公告第百六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、高松市下笠居土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業神在川窪地区）を行うことについて平成十八年三月十日適当と決定した。

その関係書類を高松市産業部土地改良課において平成十八年三月二十八日から同年四月十七日まで縦覧に供する。

平成十八年三月二十二日

香川県知事 真鍋武紀

香川県公告第百六十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年三月八日認可した。

平成十八年三月二十二日

土地改良区名	土地改良事業名
仲南町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池等整備事業）東山地地区
"	単独県費補助土地改良事業（ため池等整備事業）山神下池地区
琴平町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）上村地区
"	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）松葉井堰地区
"	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）力行地区
"	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）長法寺地区
"	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）一の股地区
"	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）春日地区
"	単独県費補助土地改良事業（農道整備事業）横瀬地区
"	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）横瀬中股地区
"	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）野田幹線地区
満濃町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）仲分地区
"	単独県費補助土地改良事業（農道整備事業）吉井地区
"	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）片岡東地区
"	単独県費補助土地改良事業（農道整備事業）山下地区
"	単独県費補助土地改良事業（農道整備事業）塩田西の岡地区
"	単独県費補助土地改良事業（農道整備事業）安造田地区
"	単独県費補助土地改良事業（農道整備事業）成政地区
高松市古高松土地改良区	単独県費補助土地改良事業小山池地区

香川県公告第百六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる事業主体が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年三月八日認可した。

平成十八年三月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

事業主体	土地改良事業名
欠付股地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）欠付股地区
川滝下地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）川滝下地区
荒川上地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）荒川上地区
下村下所地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（農道整備事業）下村下所地区

香川県公告第百六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる町が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年三月八日同意した。

平成十八年三月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

町名	土地改良事業名
仲南町	香川用水非受益地域用水確保事業（ため池等整備事業）塩入地区
満濃町	単独県費補助土地改良事業（農道整備事業）西田井地区
"	単独県費補助土地改良事業（農道整備事業）福家下所地区
"	単独県費補助土地改良事業（農道整備事業）福家本村地区
"	単独県費補助土地改良事業（農道整備事業）薬師堂地区
"	単独県費補助土地改良事業（農道整備事業）椿谷地区
"	単独県費補助土地改良事業（農道整備事業）中大宮地区

〃	〃	〃	〃	〃
単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）大牟礼池地区	単独県費補助土地改良事業（農道整備事業）福家地区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）吉野樋門地区	単独県費補助土地改良事業（農道整備事業）下分地区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）杉上上所地区

平成十八年三月二十二日印刷発行

印刷発行所

香 川 県 庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%  
白色度70%再生紙を使用しています